

などの農薬を製造する事業所をいう。

主として農薬以外の殺虫・殺そ（鼠）剤を製造する事業所は小分類 176 [1762] に分類される。

○殺虫剤製造業（農薬に限る）；殺菌剤製造業（農薬に限る）；ニコチン製剤製造業；硫酸銅製剤製造業（殺菌用のもの）；ひ酸鉛・同製剤製造業；ひ酸カルシウム・同製剤製造業；除虫菊乳剤製造業；除草剤製造業；植物成長調整剤製造業

×殺虫・殺そ（鼠）剤製造業（農薬を除く）[1762]；殺菌・消毒剤製造業（農薬を除く）[1762]

1793 香料製造業

主として天然香料、合成香料又は調合香料を製造する事業所をいう。

○天然香料製造業；くろもじ油製造業；みかん油製造業；苦へん桃油製造業；バルサム精製業；薄荷油精製業；合成香料製造業；調合香料製造業

×香水製造業 [1771]；しょう脳油製造業 [1796]

1794 ゼラチン・接着剤製造業

主として動物系ゼラチン、動植物系接着剤及び合成樹脂系接着剤を製造する事業所をいう。

主としてゴム系接着剤を製造する事業所は中分類 20 [2033] に、医療用接着剤を製造する事業所は中分類 31 [3134] に分類される。

主としてゼラチンを原料として菓子を製造する事業所及び寒天を製造する事業所は中分類 09 [0972, 0922] に、主として接着剤原料用プラスチックを製造する事業所は小分類 173 [1735] に分類される。

○にかわ製造業；ゼラチン製造業；大豆グルー製造業；ミルクカゼイングルー製造業；合成樹脂系接着剤製造業；プラスチック系接着剤製造業

×ゼラチン菓子製造業 [0972]；寒天製造業 [0922]；カゼイン製造業 [0912]；ゴム系接着剤製造業 [2033]；医療用接着剤製造業 [3134]；事務用のり製造業 [3249]

1795 写真感光材料製造業

主として写真フィルム、感光紙、乾板などの感光材料並びに写真用化学薬品（写真用として包装したもの）を製造する事業所をいう。

○写真フィルム製造業（X線フィルムを含む）；印画紙製造業；乾板製造業；青写真感光紙製造業；複写感光紙製造業；製版用感光性樹脂製造業；感光紙用化学薬品製造業；写真用化学薬品製造業（メトール、ハイドロキノン、調合剤などを包装したもの）；写真感光紙製造業；映画フィルム製造業

×写真フィルム用アセチルセルローズフィルム製造業 [1735]

- 1796 天然樹脂製品・木材化学製品製造業
主として乾留、抽出などにより天然樹脂、木材、木皮、その他の植物性原料からテレピン油、ロジン、しょう脳、天然染料、なめし剤、これらの関連製品などを製造する事業所をいう。
主として動物性原料から天然の染料を製造する事業所も本分類に含まれる。
主として木炭を製造する事業所（乾留製品の製造を主な目的としないもの）及び天然樹脂を採取する事業所は大分類B－林業に、合成染料を製造する事業所は小分類 173 [1734] に分類される。
○木材乾留業；松根油製造業；木タール製造業（木材乾留によるもの）；木酢酸製造業（木材乾留によるもの）；漆液精製業；木ろう（蠟）製造業；テレピン油製造業；なめし剤製造業（天然のもの）；タンニン抽出業（天然のもの）；タンニンエキス製造業；天然染料製造業；あい（藍）染料製造業；あかね染料製造業；しょう脳製造業；しょう脳油製造業；ダンマルガム精製業；コーパルガム精製業；セラック製造業
×木炭製造業 [0231]；樹脂採取業 [0239]；活性炭製造業 [1729]；合成染料製造業 [1734]；合成なめし剤製造業 [1739]；天然香料製造業 [1793]
- 1797 試薬製造業
主として試薬を製造する事業所をいう。
○試薬製造業（診断用試薬を除く）
×診断用試薬製造業 [1762]；医薬品製造業 [176]
- 1799 他に分類されない化学工業製品製造業
主として他に分類されない化学工業製品を製造する事業所をいう。
主な製品は、筆記用及びスタンプ用インキ、デキストリン、家庭用防臭剤、防水剤、骨炭、浄水剤、イオン交換樹脂などである。
○デキストリン製造業；浄水剤製造業；イオン交換樹脂製造業；防臭剤製造業；筆記用インキ製造業；スタンプ用インキ製造業；プラスチック安定剤製造業（無機系及び有機系混成のもの）；めっき薬品製造業
×カゼイン製造業 [0912]；ふのり製造業 [0922]；蚊取り線香製造業 [1762]；線香製造業 [3299]；診断用試薬製造業 [1762]；接着剤製造業 [1794]；事務用のり製造業 [3249]；墨・墨汁製造業 [3249]

中分類18—石油製品・石炭製品製造業

総 説

この中分類には、石油を精製する事業所、購入した原料を混合加工して潤滑油、グリースを製造する事業所、コークス炉による石炭の乾留を行う事業所、石炭を主原料として練炭、豆炭を製造する事業所、舗装材料を製造する事業所が分類される。

また、石油コークス、膨潤炭など他に分類されない石油製品、石炭製品を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、ガスを製造し、導管により一般の需要者に供給する事業所は大分類G—電気・ガス・熱供給・水道業 [341] に分類される。

小分類 番 号	細分類 番 号
------------	------------

181 石油精製業

1811 石油精製業

主として原油並びに留分を処理し、ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、重油、潤滑油、パラフィン、アスファルト、液化石油ガス（LPG）などを製造する事業所をいう。

主として自ら掘採した天然ガスから天然ガソリン、液化石油ガス（LPG）、圧縮ガスを製造する事業所は大分類D—鉱業 [0532] に分類される。

また、販売業務に附隨して液化石油ガス（LPG）の充てんを行うものは大分類J—卸売・小売業 [5231, 6031] に、他事業所のために液化石油ガス（LPG）の充てんのみを行うものは大分類Q—サービス業（他に分類されないもの）[9099] に分類される。

○石油精製業；ガソリン製造業（原油から製造するもの）；パラフィン精製業；潤滑油・グリース製造業（石油精製業によるもの）

×天然ガス・ガソリン製造業 [0532]；潤滑油製造業（石油精製業によらないもの）
[1821]；再生燃料油製造業、廃油再生業（潤滑油、グリース以外のもの）[1899]

182 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）

1821 潤滑油製造業

主として購入した鉱油（廃油を含む）及び動植物油などを混合加工して、潤滑油を製造する事業所をいう。

○潤滑油製造業（購入原料によるもの）；機械油製造業（購入原料によるもの）；工作

油剤製造業（購入原料によるもの）（切削油剤、塑性加工油剤、熱処理油剤、さび止め油剤）

×潤滑油製造業（石油精製業によるもの）[1811]；塗料製造業[1754]

1822 グリース製造業

主として購入した鉱油（廃油を含む）及び動植物油などを混合加工して、グリースを製造する事業所をいう。

○グリース製造業（購入原料によるもの）

×グリース製造業（石油精製業によるもの）[1811]

183 コークス製造業

1831 コークス製造業

主として石炭を原料として乾留によって、コークス及び副産物を製造する事業所をいう。

○コークス製造業（成型コークスを含む）；半成コークス製造業

×石油コークス製造業[1899]

184 舗装材料製造業

1841 舗装材料製造業

主としてアスファルト及びタールの舗装用混合物（乳剤、アスファルト混合材、タール混合材など）及び舗装用ブロック（アスファルトブロック、タールブロックなど）を製造する事業所をいう。

○舗装材料製造業；舗装用混合物製造業；れき青乳剤製造業；舗装用ブロック製造業；

タールブロック製造業；アスファルトブロック製造業

×舗装タイル製造業（石タイル製のもの）[2283]

189 その他の石油製品・石炭製品製造業

1891 練炭・豆炭製造業

主として石炭を主原料とし、凝結成型して練炭、豆炭を製造する事業所をいう。

○練炭製造業；豆炭製造業；ピッチ練炭製造業；成型炭製造業

×窯炉灰製造業[3299]；たどん製造業[3299]

1899 他に分類されない石油製品・石炭製品製造業

主として他に分類されない石油製品及び石炭製品を製造する事業所をいう。

○石油コークス製造業；再生燃料油製造業，廃油再生業（潤滑油，グリース以外のもの）；膨潤炭製造業；微粉炭製造業；ガラ焼業；カルサインコークス製造業

中分類 19—プラスチック製品製造業（別掲を除く）

総 説

この中分類には、プラスチックを用い、押出成形機、射出成形機などの各種成形機（又は成形器）により成形された押出成形品、射出成形品などの成形製品を製造する事業所及び同製品に切断、接合、塗装、蒸着めつき、バフ加工などの加工を行う事業所並びにプラスチックを用いて成形のために配合、混和（短纖維、充てん剤、安定剤、着色剤、可塑剤等の混和）を行う事業所及び再生プラスチックを製造する事業所が分類される。

ただし、プラスチック系製品で他の中分類に分類されるもののうち主なものは次のとおりである。

すなわち、プラスチック製家具を製造する事業所は、中分類 14—家具・装備品製造業に、プラスチック（ユリア樹脂、メラミン樹脂等）、合成樹脂系接着剤を製造する事業所は中分類 17—化学工業に、プラスチック製履物・同附属品を製造する事業所は中分類 20—ゴム製品製造業に、プラスチック製かばん、プラスチック製袋物を製造する事業所は中分類 21—なめし革・同製品・毛皮製造業に、プラスチック製歯車を製造する事業所は中分類 26—一般機械器具製造業に、プラスチック製計量器を製造する事業所は中分類 31—精密機械器具製造業に、プラスチック製楽器、プラスチック製がん具・人形、プラスチック製事務用品、プラスチック製装身具・装飾品・ボタン、プラスチック製畳、プラスチック製モデル・模型、パレット（運搬用）を製造する事業所は中分類 32—その他の製造業に分類される。

小分類 細分類
番号 番号

191 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業

1911 プラスチック板・棒製造業

主としてプラスチック製の板、棒を押し出し、プレスなどの成形加工により製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

板とは厚さ 0.5 ミリメートル以上で硬質製のものをいう。

なお、波板を製造する事業所も本分類に含まれる。

主として発泡・強化プラスチック製の板・棒を製造する事業所は小分類 194 に分類される。

○プラスチック平板製造業；プラスチック積層板製造業；プラスチック化粧板製造業；プラスチック棒製造業；プラスチック波板製造業

×化粧ぱり合板製造業 [1322]；板状発泡製品製造業 [1942]；棒状発泡製品製造業 [1942]；強化プラスチック板・棒製造業 [1943]；プラスチック板・棒加工業 [1915]

1912 プラスチック管製造業

主としてプラスチック製の管（だ円管を含む）を押し出し、積層などの成形加工により製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

主として発泡・強化プラスチック製の管を製造する事業所は小分類 194 に分類される。

○プラスチック硬質管製造業；プラスチックホース製造業；プラスチック積層管製造業

×管状発泡製品製造業 [1942]；強化プラスチック管製造業 [1943]；プラスチック管加工業 [1915]

1913 プラスチック継手製造業

主としてプラスチック製の継手を射出などの成形加工により製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

主として強化プラスチック製の継手を製造する事業所は小分類 194 に分類される。

○プラスチック継手製造業

×強化プラスチック継手製造業 [1943]；プラスチック継手加工業 [1915]

1914 プラスチック異形押出製品製造業

主としてプラスチック製の異形押出製品を押出成形加工により製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

異形押出製品とは、断面形状が正方形、長方形、正円又はだ円ではない板状又は棒状の押出製品及び正円又はだ円でない管状の押出製品をいう。

主として発泡・強化プラスチック製の異形押出製品を製造する事業所は小分類 194 に、プラスチック製の波板を製造する事業所は細分類 1911 又は小分類 194 [1943] に分類される。

○プラスチック異形押出製品製造業；プラスチック雨どい・同附属品製造業

×プラスチック異形押出製品加工業 [1915]；プラスチック波板製造業 [1911]；強化プラスチック製波板製造業 [1943]

1915 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業

主としてプラスチック製の板・棒・管・継手・異形押出成形品に切断、接合、塗装、蒸着めつき、バフ加工などを行い加工製品を製造する事業所をいう。

- プラスチック板・棒加工業；プラスチック管加工業；プラスチック継手加工業；プラスチック異形押出製品加工業
×プラスチック板・棒製造業 [1911]；プラスチック管製造業 [1912]；プラスチック継手製造業 [1913]；プラスチック異形押出製品製造業 [1914]

192 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業

1921 プラスチックフィルム製造業

主としてプラスチック製のフィルムを押し出し、カレンダーなどの成形加工により製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

フィルムとは厚さが 0.2 ミリメートル未満で軟質製のもの及び 0.5 ミリメートル未満で硬質製のものをいう。

- プラスチックフィルム製造業；プラスチック積層フィルム製造業；プラスチックインフレーションチューブ製造業；プラスチック製袋製造業

×上塗りした織物・防水した織物製造業 [1195]；化粧ぱり合板製造業 [1322]；プラスチック塗装紙製造業 [1531]；プラスチック含浸加工紙製造業 [1531]；プラスチック積層加工紙製造業 [1531]；プラスチック加工ブックパインディングクロス製造業 [1531]；セロファン製造業 [1591]；写真フィルム用アセチルセルローズフィルム製造業 [1735]；セルロイド生地製造業 [1735]；合成皮革製造業 [1924]；プラスチックフィルム加工業 [1925]；プラスチック製袋製造業(購入フィルムによるもの) [1925]

1922 プラスチックシート製造業

主としてプラスチック製のシートを押し出し、カレンダーなどの成形加工により製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

シートとは、厚さが 0.2 ミリメートル以上で軟質製のものをいう。

○プラスチックシート製造業

×上塗りした織物・防水した織物製造業 [1195]；化粧ぱり合板製造業 [1322]；プラスチック塗装紙製造業 [1531]；プラスチック含浸加工紙製造業 [1531]；プラスチック積層加工紙製造業 [1531]；プラスチック加工ブックパインディングクロス製造業 [1531]；セロファン製造業 [1591]；写真フィルム用アセチルセルローズフィルム製造業 [1735]；セルロイド生地製造業 [1735]；合成皮革製造業 [1924]；プラスチックシート加工業 [1925]；プラスチック板製造業 [1911]；プラスチックフィルム製造業 [1921]

- 1923 プラスチック床材製造業
主としてプラスチックを原料としてカレンダー、圧縮などの成形加工により床材を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。
○プラスチックタイル製造業；プラスチック床材製造業；塩化ビニルタイル製造業
×プラスチック床材加工業 [1925]
- 1924 合成皮革製造業
主としてプラスチックを用い、合成皮革をカレンダーなどの成形加工により製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。
主として合成皮革製の靴を製造する事業所は中分類 20 [2022] に、合成皮革のかばん・袋物を製造する事業所は中分類 21 [2161, 2171 又は 2172] に分類される。
○合成皮革製造業
×油布製造業 [1195]；絶縁布製造業 [1195]；合成皮革製靴製造業 [2022]；合成皮革製かばん製造業 [2161]；合成皮革製袋物製造業 [2171]；ハンドバック製造業 [2172]
- 1925 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業
主としてプラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革成形品に切断、接合、塗装、蒸着めつき、バフ加工などを行い加工製品を製造する事業所をいう。
○プラスチックフィルム加工業；プラスチックシート加工業；プラスチック床材加工業；合成皮革加工業；プラスチック製袋製造業（購入フィルムによるもの）
×プラスチックフィルム製造業 [1921]；プラスチックシート製造業 [1922]；プラスチック床材製造業 [1923]；合成皮革製造業 [1924]
- 193 工業用プラスチック製品製造業
1931 工業用プラスチック製品製造業（加工業を除く）
主として射出、圧縮などの成形加工により工業用のプラスチック製品を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。
プラスチックを成形したのち、ビス、ネジ等の接続器具を組み込むなどの加工を行う事業所は本分類に含まれる。ただし、同時成形加工を行うことによって歯車、軸受け、端子、抵抗器、コンデンサなどを製造する事業所は本分類に含まれない。
主な製品は、テレビジョンキャビネット、ラジオキャビネット、電気

掃除機の器体（ボデー）、冷蔵庫内装用品、扇風機の羽根、自動車のバンパー・ダッシュボード・ホイールキャップなどである。

○プラスチック製電話機きょう（筐）体製造業；プラスチック冷蔵庫内装用品製造業；プラスチック製電気掃除機器体製造業；プラスチック製扇風機羽根製造業；プラスチック製テレビジョン・ラジオキャビネット製造業；プラスチック製自動車バンパー製造業；プラスチック製カメラボデー製造業；プラスチック製複写機キャビネット製造業；プラスチック系光ファイバ素線製造業

×プラスチック製歯車製造業 [2675]；プラスチック製軸受製造業 [2694]；プラスチック製携帯電灯器具製造業 [2732]；プラスチック製差込プラグ製造業 [2714]；プラスチック製抵抗器・コンデンサ製造業 [2914]；プラスチック製ボビン製造業（繊維機械用）[2654]；プラスチック製プリント回路製造業 [2918]；強化プラスチック製品製造業 [1943 又は 1944]；工業用プラスチック製品加工業 [1932]；光ファイバケーブル製造業 [2442]

1932 工業用プラスチック製品加工業

主として工業用プラスチック成形品に切断、接合、塗装、蒸着めつき、バフ加工などを行い加工製品を製造する事業所をいう。

○工業用プラスチック製品加工業

×工業用プラスチック製品製造業（加工業を除く）[1931]

194 発泡・強化プラスチック製品製造業

1941 軟質プラスチック発泡製品製造業（半硬質性を含む）

主として各種プラスチックを発泡成形加工して、軟質プラスチック発泡製品（半硬質性を含む）を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

主な製品は、ブロック（切断加工を含む）、金型成形、連続発泡製品である。

○軟質ポリウレタンフォーム製造業；ポリエチレンフォーム（軟質）製造業；軟質塩化ビニルフォーム製造業

×ポリスチレンフォーム製造業 [1942]；硬質ポリウレタンフォーム製造業 [1942]；硬質塩化ビニルフォーム製造業 [1942]；ポリスチレンペーパー製造業 [1942]；ポリウレタンフォーム製寝具製造業 [1291]；ポリウレタンフォーム製マットレス製造業 [1413]；軟質プラスチック発泡製品加工業 [1945]

1942 硬質プラスチック発泡製品製造業

主として各種プラスチックを発泡成形加工して、硬質プラスチック発

泡製品を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

主な製品は、ブロック（切断加工を含む）、金型成形、連続発泡製品である。

ただし、建築現場等で断熱材の充てんとして行う現場発泡は大分類E一建設業〔07〕又は〔08〕に分類される。

○硬質ポリウレタンフォーム製造業；ポリスチレンフォーム製造業；硬質塩化ビニルフォーム製造業；ポリスチレンペーパー製造業；板状発泡製品製造業；棒状発泡製品製造業；管状発泡製品製造業

×ポリエチレンフォーム製造業〔1941〕；軟質ポリウレタンフォーム製造業〔1941〕；軟質塩化ビニルフォーム製造業〔1941〕；ポリウレタンフォーム製寝具製造業〔1291〕；ポリウレタンフォーム製マットレス製造業〔1413〕；硬質プラスチック発泡製品加工業〔1945〕

1943 強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業

主としてガラス繊維、炭素繊維などの補強材を加えて、圧縮・積層などの成形加工により、強化プラスチック製板・棒・管・継手を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

なお、強化プラスチック製波板を製造する事業所も本分類に含まれる。

○強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業；強化プラスチック製波板製造業
×ガラス繊維・同製品製造業〔2217〕；強化プラスチック製舟艇製造業〔3033〕；強化プラスチック製自動車車体製造業〔3012〕；強化プラスチック製家具製造業〔1499〕；強化プラスチック製釣ざお製造業〔3234〕；強化プラスチック製スキー用具製造業〔3234〕；強化プラスチック製板・棒・管・継手加工業〔1945〕；強化プラスチック製容器製造業〔1944〕；強化プラスチック製浴槽製造業〔1944〕

1944 強化プラスチック製容器・浴槽等製造業

主としてガラス繊維、炭素繊維などの補強材を加えて、圧縮などの成形加工により容器、浴槽などの強化プラスチック製品を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

○強化プラスチック製容器製造業；強化プラスチック製浴槽製造業；強化プラスチック製浄化槽製造業；強化プラスチック製保安帽製造業；強化プラスチック製がい子製造業；強化プラスチック製橋脚製造業；強化プラスチック製コンテナ製造業
×ガラス繊維・同製品製造業〔2217〕；強化プラスチック製舟艇製造業〔3033〕；強化プラスチック製自動車車体製造業〔3012〕；強化プラスチック製家具製造業〔1499〕；強化プラスチック製釣ざお製造業〔3234〕；強化プラスチック製スキー用具製造業

[3234] ; 強化プラスチック製容器加工業 [1945] ; 強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業 [1943] ; 強化プラスチック製波板製造業 [1943]

1945 発泡・強化プラスチック製品加工業

主として発泡・強化プラスチック成形品に切断、接合、塗装、蒸着めつき、バフ加工などを行い加工製品を製造する事業所をいう。

○軟質プラスチック発泡製品加工業（半硬質性を含む）；硬質プラスチック発泡製品加工業；強化プラスチック製板・棒・管・継手加工業；強化プラスチック製容器加工業

×軟質プラスチック発泡製品製造業（半硬質性を含む）[1941]；硬質プラスチック発泡製品製造業 [1942]；強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業 [1943]；強化プラスチック製容器・浴槽等製造業 [1944]；強化プラスチック製波板製造業 [1943]；強化プラスチック製家具製造業 [1499]；強化プラスチック製釣ざお製造業 [3234]；強化プラスチック製スキー用具製造業 [3234]；プラスチック製ゴルフクラブ製造業 [3234]

195 プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む）

1951 プラスチック成形材料製造業

主としてプラスチック又は回収プラスチックに充てん剤、安定剤、可塑剤、着色剤などの配合、混和を行って成形材料を製造する事業所をいう。

○プラスチック配合成形材料製造業；再生プラスチック製造業；塩化ビニルコンパウンド製造業

×プラスチック製造業 [1735]；プラスチック再生資源卸売業 [5249]；プラスチック系接着剤製造業 [1794]

1952 廃プラスチック製品製造業

主として押出し、圧縮などの成形加工により、廃プラスチックを原料とするプラスチック製品を製造する事業所をいう。

主な製品は、くい、柵、魚礁などである。

○廃プラスチック製品製造業

×プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業 [191]；プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業 [192]；工業用プラスチック製品製造業 [193]；発泡・強化プラスチック製品製造業 [194]；再生プラスチック製造業 [1951]

199

その他のプラスチック製品製造業

1991

プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業

主として射出、圧縮などの成形加工によりプラスチック製日用雑貨・食卓用品（容器を除く）を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

主な製品は、プラスチック製の台所用品、食卓用品、浴室用品などである。

○プラスチック製台所用品（まな板、ボウル、コーナー、しゃもし、洗い桶など）製造業；プラスチック製食卓用品（食器、盆、調味料入れなど）製造業；プラスチック漆器下地製造業；プラスチック製浴室用品（洗面器、石けん箱、腰掛けなど）製造業；プラスチック製バケツ製造業

×プラスチック製家具・備品製造業〔1499〕；プラスチック製装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業〔325〕；プラスチック製ブラシ製造業〔3274〕；プラスチック製洋傘・同部分品製造業〔3275〕；プラスチック製うちわ製造業〔3273〕；プラスチック製魔法瓶製造業〔3278〕；漆器製造業〔3261〕；プラスチック製容器製造業〔1992〕

1992

プラスチック製容器製造業

主として中空、圧縮、射出などの成形加工によりプラスチック製容器を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

主な製品は、プラスチック製の灯油缶、工業用薬品缶、洗剤・シャンプー用容器、ビールコンテナ、農水産用コンテナ、ごみ容器などの各種容器である。

○プラスチック製容器製造業；プラスチック製ボトル製造業；プラスチック製コンテナ製造業；プラスチック製ごみ容器製造業

×プラスチック製魔法瓶製造業〔3278〕；漆器製造業〔3261〕；ポリスチレンフォーム製造業〔1942〕；強化プラスチック製容器製造業〔1944〕；強化プラスチック製コンテナ製造業〔1944〕；プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業〔1991〕

1997

他に分類されないプラスチック製品製造業

主として押出し、圧縮、射出などの成形加工により他に分類されないプラスチック製品を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

主な製品は、プラスチック製の結束テープなどのテープ類、漁業用器具、止水板、包装材料などである。

○プラスチック結束テープ製造業；塩化ビニル止水板製造業；人工芝製造業（合成樹脂製のもの）；プラスチック製絶縁材料製造業；ビニル製外衣製造業（一貫作業によ

るもの) ; プラスチック製つり(吊)革製造業
×プラスチック製靴型製造業 [1392] ; プラスチック製家具・装備品製造業 [1499] ;
印刷用プラスチック版製造業 [1621] ; プラスチック製履物・同附属品製造業 [2022] ;
プラスチック製模造真珠製造業 [2293] ; プラスチック製眼鏡・眼鏡枠製造業 [3161] ;
プラスチック製楽器製造業 [322] ; レコード製造業 [3296] ; プラスチック製がん具・
運動用具製造業 [323] ; プラスチック製ペン・ペンシル等事務用品製造業 [324] ;
プラスチック製装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業 [325] ; プラスチック製暁表
製造業 [3272] ; プラスチック製ブラシ製造業 [3274] ; プラスチック製看板・標識機
製造業 [3292] ; プラスチック製傘・同部分品製造業 [3275] ; プラスチック製うちわ
製造業 [3273] ; プラスチック製モデル・模型製造業 [3294] ; プラスチック製魔法瓶
製造業 [3278] ; 合成繊維製造業 [1742] ; 合成樹脂塗料製造業 [1754] ; 漆器製造業
[3261]

1998 他に分類されないプラスチック製品加工業

主として各種プラスチック材料に切断、接合、塗装、蒸着めつき、バ
フ加工などを行い他に分類されない加工製品を製造する事業所をいう。

○プラスチック製品加工業(他に分類されないもの)

×プラスチック製靴型製造業 [1392] ; プラスチック製家具・装備品製造業 [1499] ;
印刷用プラスチック版製造業 [1621] ; プラスチック製履物・同附属品製造業 [2022] ;
プラスチック製模造真珠製造業 [2293] ; プラスチック製眼鏡・眼鏡枠製造業 [3161] ;
プラスチック製楽器製造業 [322] ; レコード製造業 [3296] ; プラスチック製がん具・
運動用具製造業 [323] ; プラスチック製ペン・ペンシル等事務用品製造業 [324] ;
プラスチック製装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業 [325] ; プラスチック製暁表
製造業 [3272] ; プラスチック製ブラシ製造業 [3274] ; プラスチック製看板・標識機
製造業 [3292] ; プラスチック製傘・同部分品製造業 [3275] ; プラスチック製うちわ
製造業 [3273] ; プラスチック製モデル・模型製造業 [3294] ; プラスチック製魔法瓶
製造業 [3278] ; 合成繊維製造業 [1742] ; 合成樹脂塗料製造業 [1754] ; 漆器製造業
[3261]

中分類 20—ゴム製品製造業

総 説

この中分類には、天然ゴム類、合成ゴムなどから作られたゴム製品、すなわち、タイヤ、チューブ、ゴム製履物、ゴム引布、ゴムベルト、ゴムホース、工業用ゴム製品、更生タイヤ、再生ゴム、その他のゴム製品を製造する事業所が分類される。

なお、プラスチック製の履物を製造する事業所も本分類に含まれる。

主として糸ゴム入りの繊維製品を製造する事業所は中分類 11—繊維工業 [118] に、他から受け入れたゴム引布からゴム引布製衣服及び縫製品を製造する事業所は中分類 12—衣服・その他の繊維製品製造業に、合成ゴムを製造する事業所は中分類 17—化学工業 [1736] にそれぞれ分類される。

小分類 番 号	細分類 番 号
------------	------------

201 タイヤ・チューブ製造業

2011 自動車タイヤ・チューブ製造業

主としてトラック、バス、乗用車、小型トラック、二輪自動車、産業車両、建設車両、農耕車両及び航空機用のタイヤ、チューブ（ソリッドタイヤを含む）及びフラップ、リムバンドを製造する事業所をいう。

ただし、主として更生タイヤを製造する事業所は小分類 209 [2094] に、タイヤ、チューブを製造せず主としてフラップ、リムバンドを製造する事業所は小分類 203 [2033] に分類される。

○自動車タイヤ製造業；自動車チューブ製造業

×更生タイヤ製造業 [2094]；フラップ・リムバンド製造業 [2033]

2012 自転車タイヤ・チューブ製造業

主として自転車、リヤカー、手押し運搬車など内燃機関を装着しない車両用のタイヤ、チューブ（ソリッドタイヤを含む）及びフラップ、リムバンドを製造する事業所をいう。

タイヤ、チューブを製造せず主としてフラップ、リムバンドを製造する事業所は小分類 203 [2033] に分類される。

○自転車タイヤ・チューブ製造業；リヤカータイヤ・チューブ製造業；一輪車タイヤ・チューブ製造業

- 202 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
- 2021 ゴム製履物・同附属品製造業
- 主として地下足袋、ゴム底布靴、総ゴム靴、総ゴム草履、総ゴムサンダルなどを製造する事業所及びゴム製の履物用部分品・附属品を製造する事業所をいう。
- 地下足袋製造業；ゴム底布靴製造業；ゴム靴製造業；ゴム草履製造業；ゴム製履物用部分品・附属品製造業
- ×布製甲被製造業 [1259]
- 2022 プラスチック製履物・同附属品製造業
- 主としてプラスチック（合成皮革を含む）を甲とし、底にゴム又はプラスチックを使用した履物を製造する事業所及びプラスチック製の履物用部分品・附属品を製造する事業所をいう。
- 主として甲又は底になめし革を使用した履物を製造する事業所は中分類 21 [2141] に分類される。
- プラスチック製靴製造業；合成皮革製靴製造業；プラスチック成形靴製造業；ヘッブサンダル製造業；バックレスサンダル製造業；プラスチック製射出成形サンダル製造業；プラスチック製草履製造業；プラスチック製スリッパ製造業；プラスチック製履物用部分品・附属品製造業
- ×革製履物製造業 [2141]；革製サンダル製造業 [2141]；木製サンダル製造業 [1399]
- 203 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業
- 2031 ゴムベルト製造業
- 主としてコンベヤベルト、平ベルト、Vベルトを製造する事業所をいう。
- ゴムベルト製造業
- 2032 ゴムホース製造業
- 主として編上げホース、布巻きホース、その他のホースを製造する事業所をいう。
- ゴムホース製造業
- ×工業用ゴム管製造業 [2033]
- 2033 工業用ゴム製品製造業
- 主としてゴムベルト、ゴムホース以外の車両、船舶、航空機用のゴム製部分品・附属品及び一般工業用のゴム製品を製造する事業所をいう。

主な製品は、防振ゴム、防げん（舷）材、ゴム管、ゴムロール、ゴムライニング製品、ゴム製パッキン類、ゴム製シール類、エボナイト製品、ゴム板、スポンジゴム製品、ゴム製テープ類、ゴム系接着剤などである。
○防振ゴム製造業；工業用エボナイト製品製造業；工業用ゴムロール製造業；工業用ゴム管製造業；工業用ゴム板製造業；工業用スポンジゴム製品製造業；ラップ・リムバンド製造業；ゴム系接着剤製造業；ゴムライニング加工業
×ゴムベルト製造業 [2031]；ゴムホース製造業 [2032]

209 その他のゴム製品製造業

2091 ゴム引布・同製品製造業

主としてゴム引布を製造する事業所及び同一の事業所でゴム引布から一貫して防水外衣、潜水服、空気入り製品などのゴム引布製品を製造する事業所をいう。

他から受け入れたゴム引布からゴム引布製衣服及び縫製品を製造する事業所は中分類 12 に分類される。

○ゴム引布製造業；ゴム引布製品製造業（ゴム引布から同製品まで一貫生産するもの）

×ゴム引布製衣服・縫製品製造業（他から受け入れたゴム引布によるもの）[12]；ゴム引布製かばん・袋物製造業 [2161, 2171]；ハンドバッグ製造業 [2172]

2092 医療・衛生用ゴム製品製造業

主として医療・衛生用のゴム製品を製造する事業所をいう。

○ゴム製医療用品製造業（ゴム手袋など）；コンドーム製造業；ゴム製乳首製造業

×ゴム手袋製造業（医療用を除く）[2099]

2093 ゴム練生地製造業

主として更生タイヤ、履物、工業用品などに用いるゴム練生地を製造する事業所をいう。

○更生タイヤ練生地製造業

×更生タイヤ製造業 [2094]

2094 更生タイヤ製造業

主として古タイヤから更生タイヤを製造する事業所をいう。

ただし、主として自動車タイヤの修理を行う事業所は大分類Q-サービス業（他に分類されないもの）[8619] に分類される。

○更生タイヤ製造業

×自動車タイヤ修理業 [8619]

2095 再生ゴム製造業

主として他から受け入れた古タイヤ、古チューブ、くずゴムから再生ゴムを製造する事業所をいう。

主として古タイヤ、くずゴムなどを集めて販売することを目的とし、再生ゴムの製造を行わない事業所は大分類J-卸売・小売業 [5249] に分類される。

○再生ゴム製造業

×古ゴム集荷業 [5249]

2099 他に分類されないゴム製品製造業

主として他に分類されないゴム製品を製造する事業所をいう。

主な製品は、フォームラバー、糸ゴム、ゴムバンド、ゴム手袋（医療用を除く）、スポンジゴム製品（工業用を除く）、ゴム製漁業用浮子、ゴム製防毒面、ゴム製気球、ゴム製戸止め、消しゴム、ゴム製印材、ゴムタイル、ゴム製マット類、ゴム板（工業用を除く）、ゴム栓（キャップ）、ゴム製吸着盤などである。

○フォームラバー製造業；糸ゴム製造業；ゴムバンド製造業；ゴム手袋製造業（医療用を除く）；ゴムタイル製造業；ウェットスーツ製造業

×組ひも製造業 [1184]；工業用ゴム板製造業 [2033]；工業用スポンジゴム製品製造業 [2033]；フォームラバー製寝具製造業 [1291]；医療用ゴム手袋製造業 [2092]

中分類21ーなめし革・同製品・毛皮製造業

総 説

この中分類には、なめし革製造業、毛皮製造業及び各種のなめし革製品、再生革製品を製造する事業所が分類される。かばん、袋物の製造は材料のいかんを問わず本分類に含まれる。

なめし革製及び毛皮製衣服を製造する事業所は中分類 12ー衣服・その他の繊維製品製造業 [1259, 1257] に、運動用具及びがん具を製造する事業所は中分類 32ーその他の製造業 [323] にそれぞれ分類される。

小分類 細分類
番号 番号

211 なめし革製造業

2111 なめし革製造業

主として皮のなめし、調整、仕上げを行う事業所をいう。

仕上げられた革に塗装その他の装飾を行う事業所も本分類に含まれる。

○皮なめし業；なめし革製造業；タンニンなめし革製造業；クロムなめし革製造業；

水産革製造業；は虫類革製造業；皮さらし業；染革業

×毛皮製造業 [2181]

212 工業用革製品製造業（手袋を除く）

2121 工業用革製品製造業（手袋を除く）

主として工業用革製品を製造する事業所をいう。

主な製品は、ベルト、パッキン、紡織機用エプロンバンド、織機用ピッカーなどである。

ただし、主として工業用革手袋を製造する事業所は小分類 215 [2151] に分類される。

○革ベルト製造業；パッキン製造業（なめし革製）；ガスケット製造業（なめし革製）；

紡績用エプロンバンド製造業；工業用革ベルト製造業；ローハイドビニオン製造業；

自転車用サドル革製造業；チューブホース製造業（なめし革製）；オイルシール製造業（革製）；工業用ピッカー製造業

×革手袋製造業 [2151]

- 213 革製履物用材料・同附属品製造業
- 2131 革製履物用材料・同附属品製造業
主として革製履物の底、かかと、その他の革製履物材料及び靴革ひも、
その他の革製履物附属品を製造する事業所をいう。
○製靴材料製造業（革製）；靴底製造業（革製）；靴革ひも製造業（完成したもの）；
革製履物材料製造業；靴中敷物製造業（革製）
- 214 革製履物製造業
- 2141 革製履物製造業
主として全部又は一部（甲又は底）がなめし革製の長靴、短靴、サン
ダル、スリッパ、草履などの履物を製造する事業所をいう。
○革靴製造業；サンダル製造業（革製）；スリッパ製造業（革製）；草履製造業（革製）
×足袋製造業 [2142]；地下足袋製造業 [2021]；靴中敷物製造業（革製）[2131]；ゴ
ム製履物製造業 [2021]；プラスチック製履物製造業 [2022]
- 215 革製手袋製造業
- 2151 革製手袋製造業
主として革製手袋を製造する事業所をいう。
合成皮革製の手袋を製造する事業所も本分類に含まれる。
○革製手袋製造業；手袋製造業（合成皮革製のもの）；工業用革手袋製造業；スポ
ーツ用革手袋製造業
- 216 かばん製造業
- 2161 かばん製造業
主として材料のいかんを問わず、携帯用かばんを製造する事業所をい
う。
主な製品は、スーツケース、手提かばん、トランク、かかえかばん、
ランドセル、肩掛けかばん、書類入れ、スポーツ用バッグ、楽器用ケース、
化粧用ケース、光学器具用ケース、携帯ラジオ用ケースなどである。
○革製かばん製造業；繊維製かばん製造業；金属製トランク製造業；プラスチック製
かばん製造業（合成皮革を含む）；バルカナイズドファイバー製トランク製造業；ゴ
ム引布製かばん製造業
- 217 袋物製造業
- 2171 袋物製造業（ハンドバッグを除く）
主として材料のいかんを問わず、身の回り用袋物を製造する事業所を